

国立大学法人滋賀大学における競争的研究費からの研究代表者等の人件費の支出により確保された財源（研究環境等改善費）の活用に関する要項

（趣旨・目的）

第1条 この要項は、競争的研究費の直接経費から当該競争的研究費の研究代表者又は研究分担者(以下「PI 等」という。)の人件費を支出することに伴い確保された財源(以下「研究環境等改善費」という。)を活用するにあたり必要な事項を定め、もってPI 等の処遇改善、パフォーマンス向上を図るとともに、本学の研究力強化に資することを目的とする。

（対象事業）

第2条 各競争的研究費のうち、各配分機関が指定する事業とする。

（目標）

第3条 研究環境等改善費の活用は、本学の研究力の向上のため、研究者が安定して研究に専念できる環境の整備及び多様かつ卓越的な研究を支援する体制の強化を目標とする。

（目標を達成するための施策）

第4条 目標を達成するための施策としては、以下のとおりとする。

- (1) 研究人材の戦略的強化
- (2) 多様かつ継続的な挑戦を支援する研究資金の配分
- (3) 魅力ある研究環境の整備

（留意事項）

第5条 以下の点について留意のうえ取扱うものとする。

- (1) 直接経費の使途は研究費を獲得した研究者が研究の着実な遂行のために判断するものであり、競争的研究費の直接経費からPI 等の人件費を支出することを本学が強制するものではない。
- (2) 研究環境等改善費の活用の使途は、直接経費から人件費を支出するPI 等との協議により決定することとする。
- (3) 人事給与マネジメントの改善等と一体的な実施により、第3条に規定する目標達成に向け、戦略的・実行的に取り組むこととする。
- (4) 各部局においては、適切なエフォート管理を行うとともに、PI 等が研究活動を確実に実施できるよう、研究時間の確保に努めること。
- (5) 所属研究機関から人件費支出の強制等があった場合や、設定したエフォートが確保できない場合等、本制度の趣旨に反する事由があった際には、各資金配分機関の相談窓口へ連絡・相談するようPI 等へ周知するものとする。
- (6) この要項については、所属する研究者の意向等も踏まえ、適宜見直しを行う。

（その他）

第6条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から実施する。